

佐倉市保育園等の利用に関する規則（平成27年3月31日佐倉市規則第27号）第1条関係

改正後	改正前
<p>(利用調整) 第4条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。 (1)～(4) (略) <u>(5)入園保留又は転園保留の期間が長い者</u></p>	<p>(利用調整) 第4条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。 (1)～(4) (略) <u>(5)市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯であって、在宅障害</u></p>
<p><u>(6)市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯であって、在宅障害児(者)のいる者</u> (7)市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯の者</p>	<p><u>児(者)のいる者</u> (6)市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯の者 (7)市町村民税所得割のみ非課税の世帯であって、在宅障害児(者)のいる</p>
<p>(8)市町村民税所得割のみ非課税の世帯であって、在宅障害児(者)のいる者</p>	<p><u>者</u> (8)市町村民税所得割のみ非課税の世帯の者</p>
<p><u>(9)市町村民税所得割のみ非課税の世帯の者</u> (10) (略) 4・5 (略) (届出の義務)</p>	<p><u>(9)入園保留又は転園保留の期間が長い者</u> (10) (略) 4・5 (略) (届出の義務)</p>
<p>第9条 保育園等を利用している児童(以下「在園児童」という。)の保護者は、毎年1回部長が指定する日までに、在園児童家庭状況確認票(別記様式第5号)、保護者緊急連絡票、国が定める<u>就労証明書</u>(以下「就労証明書」という。)等を部長に提出しなければならない。</p>	<p>第9条 保育園等を利用している児童(以下「在園児童」という。)の保護者は、毎年1回部長が指定する日までに、在園児童家庭状況確認票(別記様式第5号)、保護者緊急連絡票、国が定める<u>就労証明書(簡易版)</u>(以下「就労証明書」という。)等を部長に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 (略) (広域入所)</p>	<p>2・3 (略) (広域入所)</p>
<p>第11条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、他の市区町村の長又は福祉事務所の長から市内の</p>	<p>第11条 (略) 2 (略)</p>

改正後						改正前								
<p>公立保育園（市が設置する児童福祉法第35条第3項の規定により設置された児童福祉施設（保育所に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の利用について協議を受けたときは、市内の公立保育園に既に在園している当該年度の4月1日時点で満5歳である児童が市外へ転出した後も当該公立保育園を継続して利用することを希望している場合を除き、市内の公立保育園の利用を認めないものとする。</p> <p>4 第3条の規定は、<u>第2項</u>の申込みをする場合について準用する。 （解除） 第12条（略） （1）法第19条第2号又は第3号に該当しなくなったとき。 （2）～（5）（略） 2（略） 別表第1（第4条関係）</p>						<p>3 第3条の規定は、<u>前項</u>の申込みをする場合について準用する。 （解除） 第12条（略） （1）法第19条第1項第2号又は第3号に該当しなくなったとき。 （2）～（5）（略） 2（略） 別表第1（第4条関係）</p>								
番号	類型	細目	保護者の状況		指数	保育 必要量	保育の 実施の 期間	番号	類型	細目	保護者の状況		指数	保育の 実施の 期間
1	就労（内定を含む。）	月20日以上勤務	1日当たり8時間以上就労している。		30	標準又は短時間	最長就学前まで	1	就労（内定を含む。）	月20日以上勤務	1日当たり8時間以上就労している。		30	最長就学前まで
			1日当たり6時間以上8時間未満就労している。		28						1日当たり6時間以上8時間未満就労している。		28	
			1日当たり4時間以上6時間未満就労している。		26						1日当たり4時間以上6時間未満就労している。		26	
		月16日以上19日以下勤務	1日当たり8時間以上就労している。		28					月16日以上19日以下勤務	1日当たり8時間以上就労している。		28	

改正後						改正前									
				1日当たり6時間以上8時間未満就労している。	26							1日当たり6時間以上8時間未満就労している。	26		
				1日当たり4時間以上6時間未満就労している。	22							1日当たり4時間以上6時間未満就労している。	22		
				月13日以上15日以下勤務	1日当たり8時間以上就労している。							18	月13日以上15日以下勤務	1日当たり8時間以上就労している。	18
					1日当たり6時間以上8時間未満就労している。							16		1日当たり6時間以上8時間未満就労している。	16
					1日当たり4時間以上6時間未満就労している。							14		1日当たり4時間以上6時間未満就労している。	14
2	出産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。		30	標準又は短時間	5か月	2	出産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。		30	5か月			
3	疾病	入院	1か月以上入院している又は入院予定である。		30	標準又は短時間	最長就学前まで	3	疾病	入院	1か月以上入院している又は入院予定である。		30	最長就学前まで	
			居宅内療養	精神疾患	家事及び身辺処理ができない状態である。						25	居宅内療養	精神疾患		家事及び身辺処理ができない状態である。
		家事又は身辺処理ができる状態である。			20			家事又は身辺処理ができる状態である。	20						
		一般療養		寝たきりである。				30	一般療養	寝たきりである。			30		
			医師から1か月以		25			医師から1か月		25					

改正後						改正前						
			上の安静を要すると診断を受けている。						以上の安静を要すると診断を受けている。			
			医師から1か月以上の通院加療を要すると診断を受けている。	18					医師から1か月以上の通院加療を要すると診断を受けている。	18		
		心身障害	身体障害者手帳2級以上、療育手帳 [Ⓐ] 若しくはA又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している。	30				心身障害	身体障害者手帳2級以上、療育手帳 [Ⓐ] 若しくはA又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している。	30		
			身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級を所持している。	26					身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級を所持している。	26		
			上記以外の身体障害者手帳を所持している。	14					上記以外の身体障害者手帳を所持している。	14		
4	看護介護		1か月以上入院している親族又は入院予定である親族の入院の付添いをする。	28	標準又は短時間	最長就学前まで		4	看護介護	1か月以上入院している親族又は入院予定である親族の入院の付添いをする。	28	最長就学前まで
			寝たきりである親族の看護又は介護を常時している。	28					寝たきりである親族の看護又は介護を常時している。	28		
			要介護3から5までのいずれかの認定を受けた親族又は身体障害者手帳2級以上、療育手帳 [Ⓐ] 若しくはA若しくは精神障害者保健福祉	28					要介護3から5までのいずれかの認定を受けた親族又は身体障害者手帳2級以上、療育手帳 [Ⓐ] 若しくはA若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持し	28		

改正後					改正前					
		手帳1級を所持している親族の看護又は介護をしている。						ている親族の看護又は介護をしている。		
		要介護1若しくは2の認定を受けた親族又は身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級を所持している親族の看護又は介護をしている。	24					要介護1若しくは2の認定を受けた親族又は身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級を所持している親族の看護又は介護をしている。	24	
		医師から1か月以上の安静を要すると診断を受けた親族の看護又は介護をしている。	23					医師から1か月以上の安静を要すると診断を受けた親族の看護又は介護をしている。	23	
		上記以外の親族の看護又は介護をしている。	14					上記以外の親族の看護又は介護をしている。	14	
5	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	標準又は短時間	最長就学前まで	5	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	最長就学前まで
6	就学（予定を含む。）	月20日以上通学又は通所し、かつ、1日当たり4時間以上就学している。	26	標準又は短時間	最長就学前まで	6	就学（予定を含む。）	月20日以上通学又は通所し、かつ、1日当たり8時間以上就学している。	30	最長就学前まで
		1日当たり6時間以上8時間未満就学している。						28		
		1日当たり4時間以上6時間未満就学している。						26		

改正後					改正前					
		月16日以上19日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	22				月16日以上19日以下通学又は通所	1日当たり8時間以上就学している。	26	
		月13日以上15日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	14				月13日以上15日以下通学又は通所	1日当たり6時間以上8時間未満就学している。	24	
		上記以外の状況で就学している（月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。）。	10				月13日以上15日以下通学又は通所	1日当たり4時間以上6時間未満就学している。	20	
		月13日以上15日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	14				月13日以上15日以下通学又は通所	1日当たり8時間以上就学している。	16	
		上記以外の状況で就学している（月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。）。	10				月13日以上15日以下通学又は通所	1日当たり6時間以上8時間未満就学している。	14	
		上記以外の状況で就学している（月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。）。	10				月13日以上15日以下通学又は通所	1日当たり4時間以上6時間未満就学している。	12	
7	育児休業中（継続利用が必要な場合）	第2子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である。	20	短時間	必要な期間	7	育児休業中（継続利用が必要な場合）	第2子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である。	20	必要な期間
8	求職活動	求職活動中である。	5	短時間	2か月	8	求職活動	求職活動中である。	5	2か月
9	特別な支援を	児童相談関係機関が児童虐待	30	標準又	必要な	9	特別な支援を	児童相談関係機関が児童虐待等	30	必要な

改正後					改正前					
	要する世帯	待等により特別な支援を要すると認める世帯である。		は短時間	期間		要する世帯	により特別な支援を要すると認める世帯である。		期間
10	配偶者の不在	次のいずれかの状況に該当している。 ア 未婚（婚姻の届出をしないで、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が存する場合を除く。）である。 イ 配偶者と離婚した。 ウ 配偶者と離婚協議中で別居している。 エ 配偶者が死亡した。	30	標準又は短時間	最長就学前まで	10	配偶者の不在	次のいずれかの状況に該当している。 ア 未婚（婚姻の届出をしないで、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が存する場合を除く。）である。 イ 配偶者と離婚した。 ウ 配偶者と離婚協議中で別居している。 エ 配偶者が死亡した。	30	最長就学前まで
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあって、明らかに保育を必要としていると認められる。	30～5	標準又は短時間	必要な期間	11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあって、明らかに保育を必要としていると認められる。	30～5	必要な期間

備考

1～3 (略)

4 第4条第1項の規定による調査において、保護者の状況が確認できない場合は、この表に規定する指数のうち最も低いものを適用する。

別表第2 (第4条関係)

番号	世帯の状況	調整指数
(略)		
6	生計中心者が6か月以内に失業（自己の責めに帰すべき重大な理由（雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の法令を参酌して市長が定める理由をいう。）によって	13

備考

1～3 (略)

別表第2 (第4条関係)

番号	世帯の状況	調整指数
(略)		
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高いこと（6か月以内に失業し、求職中である場合に限る。）	13

改正後			改正前		
	解雇され、若しくは正当な理由（雇用保険法その他の法令を参酌して市長が定める正当な理由をいう。以下同じ。）がなく自己の都合によって退職し、又は正当な理由がなく自己の都合により廃業した場合を除く。）し、求職中であり、かつ、就労の必要性が高いこと。				
(略)			(略)		
8	生活保護世帯であること。	10	8	保護者のいずれかが市内の保育園等で就労（内定を含む。）していること（転園を除く。番号4とは重複しない。）。	11
9	離婚調停中又は離婚裁判中であること。	9	9	生活保護世帯であること。	10
10	保護者のいずれかが千葉県外（東京都、埼玉県及び茨城県を除く。）に単身赴任している世帯であること。	8	10	離婚調停中又は離婚裁判中であること。	9
11	保護者のいずれかが市内の保育園等で就労（内定を含む。）していること（転園を除く。番号4とは重複しない。）。	7	11	保護者のいずれかが千葉県外（東京都、埼玉県及び茨城県を除く。）に単身赴任している世帯であること。	8
(略)			(略)		
13	転入前に特定保育園等に在園し、かつ、保護者のいずれもが別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分に該当していること。（利用を希望する期間の初日前2か月以内に、市外の特定保育園等に在園していた場合に限る。）	6	13	転入前に特定保育園等に在園し、かつ、保護者のいずれもが別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分に該当していること。	6
(略)			(略)		
15	産後休暇明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定であること（転園を除く。番号5及び14とは重複しない。）。	5	15	産後休暇明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定であること（番号5とは重複しない。）。	5
16	申請児童又は兄弟姉妹が障害を有すること又は申請児童が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に定める医療的ケア児であること。	5	16	申請児童又は兄弟姉妹が障害を有すること。	5

改正後	改正前
(略) 附 則 (略)	(略) 附 則 (施行期日) 1 (略) <u>(佐倉市立南志津保育園からの転園に係る特例)</u> 2 <u>令和5年4月1日以後に佐倉市立南志津保育園の在園児童の保護者が他の市内の保育園等への転園を希望するときは、合計指数に10点を加えるものとする。</u>

附 則 (令和×年×月×日佐倉市規則第×号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する
 - (1) 第1条中佐倉市保育園等の利用に関する規則（以下「保育園等利用規則」という。）別記様式第1号及び別記様式第8号の改正規定並びに第2条の規定 令和5年10月1日
 - (2) 第1条中保育園等利用規則附則第2項を削り、附則第1項の見出しを削り、同項を附則とする改正規定 令和6年5月1日
(経過措置)
- 2 令和6年4月1日以前の保育園等の利用（保育園等利用規則第1条に規定する保育園等の利用をいう。）に係るものについては、第1条の規定（前項第1号に掲げる規定中同条に係る部分及び同項第2号に掲げる規定を除く。）による改正後の保育園等利用規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における保育園等利用規則附則第2項の規定の適用については、同項中「希望するときは」とあるのは、「希望するときは、その転園により他の保育園等へ入園する日が佐倉市保育園等の利用に関する規則及び佐倉市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則（令和 年佐倉市規則第 号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前となる場合に限り」とする。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定による改正前の様式による用紙は、同号に掲げる規定の施行後であっても、当分の間、使用することができる。